

設計業務共通仕様書

目 次

第1編 共通編

第1章 総 則

第1101条 適 用	1 - 1 - 1
第1102条 用語の定義	1 - 1 - 1
第1102条の2 受注者の義務	1 - 1 - 3
第1103条 業務の着手	1 - 1 - 4
第1104条 設計図書の支給及び点検	1 - 1 - 4
第1105条 監督職員	1 - 1 - 4
第1106条 管理技術者	1 - 1 - 4
第1107条 照査技術者及び照査の実施	1 - 1 - 5
第1108条 担当技術者	1 - 1 - 5
第1109条 提出書類	1 - 1 - 5
第1110条 打合せ等	1 - 1 - 6
第1111条 業務計画書	1 - 1 - 6
第1112条 資料等の貸与及び返却	1 - 1 - 7
第1113条 関係官公庁への手続き等	1 - 1 - 7
第1114条 地元関係者との交渉等	1 - 1 - 7
第1115条 土地への立入り等	1 - 1 - 7
第1116条 成果品の提出	1 - 1 - 8
第1117条 関連法令及び条例の遵守	1 - 1 - 8
第1118条 検 査	1 - 1 - 8
第1119条 修 補	1 - 1 - 9
第1120条 条件変更等	1 - 1 - 9
第1121条 契約変更	1 - 1 - 9
第1122条 履行期間の変更	1 - 1 - 9
第1123条 一時中止	1 - 1 - 10
第1124条 発注者の賠償責任	1 - 1 - 10
第1125条 受注者の賠償責任	1 - 1 - 10

第1126条	部分使用	1 - 1 - 10
第1127条	再委託	1 - 1 - 10
第1128条	成果品の使用等	1 - 1 - 11
第1129条	守秘義務	1 - 1 - 11
第1129条の2	個人情報の取扱い	1 - 1 - 12
第1130条	安全等の確保	1 - 1 - 13
第1131条	臨機の措置	1 - 1 - 14
第1132条	履行報告	1 - 1 - 14
第1133条	屋外で作業を行う時期及び時間の変更	1 - 1 - 14
第1134条	行政情報流出防止対策の強化	1 - 1 - 14

第2章 設計業務等一般

第1201条	使用する技術基準等	1 - 1 - 16
第1202条	現地踏査	1 - 1 - 16
第1203条	設計業務等の種類	1 - 1 - 16
第1204条	調査業務の内容	1 - 1 - 16
第1205条	計画業務の内容	1 - 1 - 16
第1206条	設計業務の内容	1 - 1 - 16
第1207条	調査業務の条件	1 - 1 - 17
第1208条	計画業務の条件	1 - 1 - 17
第1209条	設計業務の条件	1 - 1 - 17
第1210条	調査業務及び計画業務の成果	1 - 1 - 19
第1211条	設計業務の成果	1 - 1 - 19
第1212条	環境配慮の条件	1 - 1 - 20
1.	主要技術基準及び参考図書	1 - 1 - 21

第2編 河川編

第1章 河川環境調査

第1節	河川環境調査の種類	1 - 1 - 25
第2101条	河川環境調査の種類	1 - 1 - 25
第2節	環境影響評価	1 - 1 - 25
第2102条	環境影響評価の区分	1 - 1 - 25
第2103条	方法書（案）の作成	1 - 1 - 25

第2104条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定 …	1 - 1 - 26
第2105条	調査 ……………	1 - 1 - 27
第2106条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討 ……………	1 - 1 - 27
第2107条	準備書（案）の作成 ……………	1 - 1 - 28
第2108条	評価書（案）の作成 ……………	1 - 1 - 29
第2109条	評価書の補正等 ……………	1 - 1 - 29
第3節	河川水辺環境調査 ……………	1 - 1 - 30
第2110条	河川水辺環境調査の区分 ……………	1 - 1 - 30
第2111条	魚介類調査 ……………	1 - 1 - 30
第2112条	底生動物調査 ……………	1 - 1 - 31
第2113条	植物調査 ……………	1 - 1 - 31
第2114条	鳥類調査 ……………	1 - 1 - 32
第2115条	両生類・爬虫類・哺乳類調査 ……………	1 - 1 - 32
第2116条	陸上昆虫類等調査 ……………	1 - 1 - 32
第2117条	河川環境基図作成調査 ……………	1 - 1 - 33
第2118条	河川空間利用実態調査 ……………	1 - 1 - 33
第2118条の2	河川水辺総括資料作成調査 ……………	1 - 1 - 34
第4節	成果品 ……………	1 - 1 - 34
第2119条	成果品 ……………	1 - 1 - 34

第2章 河川調査・計画

第1節	河川調査・計画の種類 ……………	1 - 1 - 36
第2201条	河川調査・計画の種類 ……………	1 - 1 - 36
第2節	洪水痕跡調査 ……………	1 - 1 - 36
第2202条	洪水痕跡調査 ……………	1 - 1 - 36
第3節	計画降雨検討 ……………	1 - 1 - 37
第2203条	計画降雨検討の区分 ……………	1 - 1 - 37
第2204条	ティーセン法による検討 ……………	1 - 1 - 37
第2205条	降雨強度曲線による検討 ……………	1 - 1 - 38
第4節	基本高水・計画高水流量検討 ……………	1 - 1 - 39
第2206条	基本高水・計画高水流量検討の区分 ……………	1 - 1 - 39
第2207条	貯留関数法による検討 ……………	1 - 1 - 39
第2208条	準線形貯留型モデルによる検討 ……………	1 - 1 - 41
第2209条	雨量確率手法による検討 ……………	1 - 1 - 41

第2210条 流量確率手法による検討	1 - 1 - 42
第5節 低水流出解析	1 - 1 - 43
第2211条 低水流出解析	1 - 1 - 43
第6節 河道計画	1 - 1 - 45
第2212条 河道計画（大規模河川）	1 - 1 - 45
第2212条の2 河道計画（中小河川）	1 - 1 - 47
第7節 内水処理計画	1 - 1 - 48
第2213条 内水処理計画	1 - 1 - 48
第8節 利水計画	1 - 1 - 51
第2214条 利水計画検討	1 - 1 - 51
第9節 正常流量検討	1 - 1 - 53
第2215条 正常流量検討（大規模河川）	1 - 1 - 53
第2215条の2 正常流量検討（中小河川）	1 - 1 - 56
第10節 氾濫水理解析	1 - 1 - 58
第2216条 氾濫水理解析（二次元モデルを用いる場合）	1 - 1 - 58
第11節 総合治水対策調査	1 - 1 - 59
第2217条 総合治水対策調査	1 - 1 - 59
第12節 洪水予測システム検討	1 - 1 - 68
第2218条 洪水予測システム検討	1 - 1 - 68
第13節 成果品	1 - 1 - 72
第2219条 成果品	1 - 1 - 72

第3章 河川構造物設計

第1節 河川構造物設計の種類	1 - 1 - 73
第2301条 河川構造物設計の種類	1 - 1 - 73
第2節 護岸設計	1 - 1 - 73
第2302条 護岸設計の区分	1 - 1 - 73
第2303条 護岸予備設計	1 - 1 - 73
第2304条 護岸詳細設計	1 - 1 - 76
第3節 樋門設計	1 - 1 - 79
第2305条 樋門設計の区分	1 - 1 - 79
第2306条 樋門予備設計	1 - 1 - 79
第2307条 樋門詳細設計	1 - 1 - 81
第4節 床止め設計	1 - 1 - 84

第2308条	床止め設計の区分	1-1-84
第2309条	床止め予備設計	1-1-85
第2310条	床止め詳細設計	1-1-87
第5節	堰設計	1-1-89
第2311条	堰設計の区分	1-1-89
第2312条	堰予備設計	1-1-90
第2313条	堰詳細設計	1-1-93
第6節	水門設計	1-1-98
第2314条	水門設計の区分	1-1-98
第2315条	水門予備設計	1-1-98
第2316条	水門詳細設計	1-1-100
第7節	排水機場設計	1-1-102
第2317条	排水機場設計の区分	1-1-102
第2318条	排水機場予備設計	1-1-102
第2319条	排水機場詳細設計	1-1-104
第8節	成果品	1-1-108
第2320条	成果品	1-1-108

第3編 海岸編

第1章 海岸構造物設計

第1節	海岸構造物設計の種類	1-1-111
第3101条	海岸構造物設計の種類	1-1-111
第2節	堤防、護岸設計	1-1-111
第3102条	堤防、護岸設計の区分	1-1-111
第3103条	堤防、護岸予備設計	1-1-111
第3104条	堤防、護岸詳細設計	1-1-113
第3節	胸壁設計	1-1-116
第3105条	胸壁設計の区分	1-1-116
第3106条	胸壁予備設計	1-1-116
第3107条	胸壁詳細設計	1-1-118
第4節	突堤設計	1-1-120
第3108条	突堤設計の区分	1-1-120
第3109条	突堤予備設計	1-1-120
第3110条	突堤詳細設計	1-1-122
第5節	離岸堤設計	1-1-124

第3111条	離岸堤設計の区分	1-1-124
第3112条	離岸堤予備設計	1-1-124
第3113条	離岸堤詳細設計	1-1-126
第6節	潜堤・人工リーフ設計	1-1-127
第3114条	潜堤・人工リーフ設計の区分	1-1-127
第3115条	潜堤・人工リーフ予備設計	1-1-127
第3116条	潜堤・人工リーフ詳細設計	1-1-129
第7節	消波堤設計	1-1-131
第3117条	消波堤設計の区分	1-1-131
第3118条	消波堤予備設計	1-1-131
第3119条	消波堤詳細設計	1-1-132
第8節	津波防波堤設計	1-1-134
第3120条	津波防波堤設計の区分	1-1-134
第3121条	津波防波堤予備設計	1-1-134
第3122条	津波防波堤詳細設計	1-1-136
第9節	砂浜設計	1-1-138
第3123条	砂浜設計の区分	1-1-138
第3124条	砂浜予備設計	1-1-138
第3125条	砂浜詳細設計	1-1-140-1
第10節	附帯設備設計	1-1-140-2
第3126条	附帯設備設計の種類	1-1-140-2
第3127条	水門及び樋門設計の区分	1-1-140-3
第3128条	水門及び樋門予備設計	1-1-140-3
第3129条	水門及び樋門詳細設計	1-1-140-5
第3130条	排水機場設計の区分	1-1-140-7
第3131条	排水機場予備設計	1-1-140-7
第3132条	排水機場詳細設計	1-1-140-10
第3133条	陸閘設計の区分	1-1-140-13
第3134条	陸閘予備設計	1-1-140-13
第3135条	陸閘詳細設計	1-1-140-15
第11節	成果品	1-1-140-18
第3136条	成果品	1-1-140-18

第4編 砂防及び地すべり対策編

第1章 砂防環境調査

第1節	砂防環境調査の種類	1-1-141
-----	-----------	---------

第4101条 砂防環境調査の種類	1-1-141
第2節 自然環境調査	1-1-141
第4102条 自然環境調査の区分	1-1-141
第4103条 魚類調査	1-1-141
第4104条 植物調査	1-1-142
第4105条 鳥類調査	1-1-142
第4106条 両生類・は虫類・ほ乳類調査	1-1-143
第4107条 陸上昆虫類調査	1-1-143
第4108条 低生生物調査	1-1-143
第3節 景観調査	1-1-144
第4109条 景観調査	1-1-144
第4節 溪流空間利用実態調査	1-1-144
第4110条 溪流空間利用実態調査	1-1-144
第5節 成果品	1-1-145
第4111条 成果品	1-1-145
第4112条 貸与資料	1-1-145

第2章 砂防調査・計画

第1節 砂防調査・計画	1-1-145
第4201条 砂防調査・計画の種類	1-1-145
第2節 砂防調査	1-1-146
第4202条 砂防調査の区分	1-1-146
第4203条 水系砂防調査	1-1-146
第4204条 土石流対策調査	1-1-149
第4205条 流木対策調査	1-1-150
第4206条 火山砂防調査	1-1-152
第3節 砂防計画	1-1-152
第4207条 砂防計画の区分	1-1-152
第4208条 水系砂防計画	1-1-153
第4209条 土石流対策計画	1-1-154
第4210条 流木対策計画	1-1-155
第4211条 火山砂防計画	1-1-156
第4節 成果品	1-1-159
第4212条 成果品	1-1-159

第3章 砂防構造物設計

第1節	砂防構造物設計	1-1-162
第4301条	砂防構造物設計の種類	1-1-162
第2節	砂防えん堤及び床固工の設計	1-1-162
第4302条	砂防えん堤及び床固工設計の区分	1-1-162
第4303条	砂防えん堤及び床固工予備設計	1-1-162
第4304条	砂防えん堤及び床固工詳細設計	1-1-164
第3節	溪流保全工の設計	1-1-167
第4305条	溪流保全工設計の区分	1-1-167
第4306条	溪流保全工予備設計	1-1-167
第4307条	溪流保全工詳細設計	1-1-169
第4節	土石流対策工及び流木対策工の設計	1-1-171
第4308条	土石流対策工及び流木対策工設計の区分	1-1-171
第4309条	土石流対策工予備設計	1-1-171
第4310条	土石流対策工詳細設計	1-1-173
第4311条	流木対策工予備設計	1-1-175
第4312条	流木対策工詳細設計	1-1-177
第5節	護岸工の設計	1-1-179
第4313条	護岸工設計の区分	1-1-179
第4314条	護岸工予備設計	1-1-179
第4315条	護岸工詳細設計	1-1-180-2
第6節	山腹工の設計	1-1-180-4
第4316条	山腹工設計の区分	1-1-180-4
第4317条	山腹工予備設計	1-1-180-4
第4318条	山腹工詳細設計	1-1-180-5
第7節	成果品	1-1-180-7
第4319条	成果品	1-1-180-7

第4章 地すべり対策調査・計画・設計

第1節	地すべり対策調査・計画・設計	1-1-181
第4401条	地すべり対策調査・計画・設計の種類	1-1-181
第2節	地すべり調査	1-1-181
第4402条	地すべり調査の区分	1-1-181
第4403条	予備調査	1-1-181
第4404条	概査	1-1-182
第4405条	精査	1-1-183
第4406条	機構解析	1-1-183

第3節 地すべり対策計画	1-1-185
第4407条 地すべり対策計画	1-1-185
第4節 地すべり防止施設設計	1-1-186
第4408条 地すべり防止施設設計の区分	1-1-186
第4409条 地すべり防止施設予備設計	1-1-187
第4410条 地すべり防止施設詳細設計	1-1-188
第5節 成果品	1-1-190
第4411条 成果品	1-1-190

第5章 急傾斜地対策調査・計画・設計

第1節 急傾斜地対策調査・計画・設計	1-1-193
第4501条 急傾斜地対策調査・計画・設計の種類	1-1-193
第2節 急傾斜地調査	1-1-193
第4502条 急傾斜地調査の区分	1-1-193
第4503条 急傾斜地予備調査	1-1-193
第4504条 急傾斜地概査	1-1-194
第4505条 急傾斜地機構解析	1-1-195
第3節 急傾斜地崩壊対策計画	1-1-199
第4506条 急傾斜地崩壊対策計画	1-1-199
第4節 急傾斜地崩壊防止施設設計	1-1-200
第4507条 急傾斜地崩壊防止施設設計の区分	1-1-200
第4508条 急傾斜地崩壊防止施設予備設計	1-1-200
第4509条 急傾斜地崩壊防止施設詳細設計	1-1-202
第5節 成果品	1-1-205
第4510条 成果品	1-1-205

第6章 雪崩対策調査・計画・設計

第1節 雪崩対策調査・計画・設計	1-1-207
第4601条 雪崩対策調査・計画・設計の種類	1-1-207
第2節 雪崩調査	1-1-207
第4602条 雪崩調査の区分	1-1-207
第4603条 雪崩予備調査	1-1-207
第4604条 雪崩解析調査	1-1-208
第3節 雪崩防止施設計画	1-1-210
第4605条 雪崩防止施設計画	1-1-210
第4節 雪崩防止施設設計	1-1-211

第4606条	雪崩防止施設設計の区分	1-1-211
第4607条	雪崩防止施設予備設計	1-1-211
第4608条	雪崩防止施設詳細設計	1-1-212
第5節	成果品	1-1-214-2
第4609条	成果品	1-1-214-2

第5編 ダム編 (特記仕様書による)

第6編 道路編

第1章 道路環境調査

第1節	環境影響評価	1-1-215
第6101条	環境影響評価の区分	1-1-215
第6102条	方法書(案)の作成	1-1-215
第6103条	環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定	1-1-216
第6104条	調査	1-1-217
第6105条	予測及び評価並びに環境保全措置の検討	1-1-217
第6106条	準備書(案)の作成	1-1-218
第6107条	評価書(案)の作成	1-1-219
第6108条	評価書の補正等	1-1-219
第2節	成果品	1-1-220
第6109条	成果品	1-1-220

第2章 交通現況調査

第1節	交通現況調査	1-1-221
第6201条	交通現況調査の種類	1-1-221
第2節	交通量調査	1-1-221
第6202条	交通量調査の区分	1-1-221
第6203条	単路部交通量調査	1-1-221
第6204条	交差点部交通量調査	1-1-222
第3節	速度調査	1-1-222
第6205条	速度調査の区分	1-1-222
第6206条	走行速度調査	1-1-222
第6207条	旅行速度調査	1-1-223
第4節	起終点調査	1-1-224
第6208条	起終点調査の種類	1-1-224

第6209条	路側OD調査	1-1-224
第6210条	オーナーインタビューOD調査	1-1-225
第5節	交通渋滞調査	1-1-226
第6211条	交通渋滞調査	1-1-226
第6節	駐車場調査	1-1-227
第6212条	駐車場調査の区分	1-1-227
第6213条	駐車場施設実態調査	1-1-227
第6214条	駐車原単位調査	1-1-227
第7節	成果品	1-1-229
第6215条	成果品	1-1-229

第3章 道路網・路線計画

第1節	道路網・路線計画の種類	1-1-230
第6301条	道路網・路線計画の種類	1-1-230
第2節	現況調査	1-1-230
第6302条	現況調査	1-1-230
第3節	交通量推計調査	1-1-231
第6303条	交通量推計調査	1-1-231
第4節	道路網・路線計画	1-1-232
第6304条	道路網・路線計画	1-1-232
第5節	成果品	1-1-234
第6305条	成果品	1-1-234

第4章 道路設計

第1節	道路設計の種類	1-1-235
第6401条	道路設計の種類	1-1-235
第2節	道路設計	1-1-235
第6402条	道路設計の区分	1-1-235
第6403条	道路概略設計	1-1-235
第6404条	道路予備設計（A）	1-1-237
第6405条	道路予備修正設計（A）	1-1-239
第6406条	道路予備設計（B）	1-1-239
第6407条	道路予備修正設計（B）	1-1-242
第6408条	道路詳細設計	1-1-242

第3節 歩道設計（自転車歩行車道を含む）	1-1-245
第6409条 歩道設計の区分	1-1-245
第6410条 歩道詳細設計	1-1-245
第4節 平面交差点設計	1-1-247
第6411条 平面交差点設計の区分	1-1-247
第6412条 平面交差点予備設計	1-1-247
第6413条 平面交差点詳細設計	1-1-248
第5節 立体交差設計	1-1-250
第6414条 立体交差設計の区分	1-1-250
第6415条 ダイヤモンド型IC予備設計	1-1-250
第6416条 ダイヤモンド型IC詳細設計	1-1-252
第6417条 トランペット・クローバー型IC予備設計	1-1-254
第6418条 トランペット・クローバー型IC詳細設計	1-1-255
第6節 道路休憩施設設計	1-1-257
第6419条 道路休憩施設設計の区分	1-1-257
第6420条 道路休憩施設予備設計	1-1-257
第6421条 道路休憩施設詳細設計	1-1-258
第7節 一般構造物設計	1-1-260
第6422条 一般構造物設計の区分	1-1-260
第6423条 一般構造物予備設計	1-1-260
第6424条 一般構造物詳細設計	1-1-263
第6425条 落石防護柵詳細設計	1-1-265
第6426条 一般構造物基礎工詳細設計	1-1-266
第8節 成果品	1-1-267
第6427条 成果品	1-1-267

第5章 地下構造物設計

第1節 地下構造物設計の種類	1-1-272
第6501条 地下構造物設計の種類	1-1-272
第2節 地下横断歩道等設計	1-1-272
第6502条 地下横断歩道等設計の区分	1-1-272
第6503条 地下横断歩道等基本計画	1-1-272
第6504条 地下横断歩道等予備設計	1-1-274
第6505条 地下横断歩道等詳細設計	1-1-276

第3節 共同溝設計	1-1-280
第6506条 共同溝設計の区分	1-1-280
第6507条 共同溝基本検討	1-1-280
第6508条 開削共同溝予備設計	1-1-283
第6509条 開削共同溝詳細設計	1-1-285
第6510条 シールド共同溝予備設計	1-1-289
第6511条 シールド共同溝立杭予備設計	1-1-291
第6512条 シールド共同溝詳細設計	1-1-293
第6513条 シールド共同溝立杭詳細設計	1-1-297
第4節 電線共同溝設計	1-1-301
第6514条 電線共同溝設計の区分	1-1-301
第6515条 電線共同溝予備設計	1-1-301
第6516条 電線共同溝詳細設計	1-1-303
第5節 成果品	1-1-307
第6517条 成果品	1-1-307

第6章 地下駐車場計画・設計

第1節 地下駐車場計画・設計の種類	1-1-314
第6601条 地下駐車場計画・設計の種類	1-1-314
第2節 地下駐車場基本計画	1-1-314
第6602条 地下駐車場基本計画の区分	1-1-314
第6603条 基本調査	1-1-314
第6604条 基本計画	1-1-316
第3節 地下駐車場予備設計	1-1-318
第6605条 地下駐車場予備設計の区分	1-1-318
第6606条 地下駐車場本体予備設計	1-1-318
第6607条 地下駐車場設備予備設計	1-1-319
第4節 地下駐車場詳細設計	1-1-322
第6608条 地下駐車場詳細設計の区分	1-1-322
第6609条 地下駐車場本体詳細設計	1-1-322
第6610条 地下駐車場設備詳細設計	1-1-325
第5節 成果品	1-1-327
第6611条 成果品	1-1-327

第7章 トンネル設計

第1節 トンネル設計の種類	1-1-329
第6701条 トンネル設計の種類	1-1-329
第2節 トンネル設計	1-1-329
第6702条 山岳トンネル設計の区分	1-1-329
第6703条 山岳トンネル予備設計	1-1-329
第6704条 山岳トンネル詳細設計	1-1-332
第3節 シールドトンネル設計	1-1-336
第6705条 シールドトンネル設計の区分	1-1-336
第6706条 シールドトンネル予備設計	1-1-336
第6707条 シールドトンネル詳細設計	1-1-339
第6708条 立坑予備設計	1-1-343
第6709条 立坑詳細設計	1-1-345
第4節 開削トンネル設計	1-1-348
第6710条 開削トンネル設計の区分	1-1-348
第6711条 開削トンネル予備設計	1-1-348
第6712条 開削トンネル詳細設計	1-1-350
第5節 トンネル設備設計	1-1-354
第6713条 トンネル設備設計の区分	1-1-354
第6714条 トンネル設備予備設計	1-1-354
第6715条 トンネル設備詳細設計	1-1-356
第6節 成果品	1-1-362
第6716条 成果品	1-1-362

第8章 橋梁設計

第1節 橋梁設計の種類	1-1-368
第6801条 橋梁設計の種類	1-1-368
第2節 橋梁設計	1-1-368
第6802条 橋梁設計の区分	1-1-368
第6803条 橋梁予備設計	1-1-368
第6804条 橋梁詳細設計	1-1-370
第3節 橋梁拡幅設計	1-1-373
第6805条 橋梁拡幅設計の区分	1-1-373
第6806条 橋梁拡幅予備設計	1-1-373

第6807条 橋梁拡幅詳細設計	1 - 1 - 375
第4節 橋梁補強設計	1 - 1 - 378
第6808条 橋梁補強設計の区分	1 - 1 - 378
第6809条 橋梁補強予備設計	1 - 1 - 378
第6810条 橋梁補強詳細設計	1 - 1 - 380
第5節 成果品	1 - 1 - 383
第6811条 成果品	1 - 1 - 383

第9章 道路施設点検

第1節 道路施設点検の種類	1 - 1 - 386-1
第6901条 道路施設点検の種類	1 - 1 - 386-1
第2節 道路防災カルテ点検	
第6902条 道路防災カルテ点検	1 - 1 - 386-1
第3節 橋梁定期点検	1 - 1 - 386-1
第6903条 橋梁提起点検	1 - 1 - 386-1
第4節 成果品	1 - 1 - 386-4
第6904条 成果品	1 - 1 - 386-4

第7編 公園緑地編

第1章 公園緑地設計

第1節 公園設計の区分	1 - 1 - 387
第7101条 設計の区分	1 - 1 - 387
第2節 公園緑地設計	1 - 1 - 387
第7102条 基本計画	1 - 1 - 387
第7103条 基本設計	1 - 1 - 388
第7104条 実施設計	1 - 1 - 388
第3節 成果品	1 - 1 - 390
第7105条 成果品	1 - 1 - 390

第8編 下水道編

(「下水道用設計標準歩掛表 第3巻 設計委託」国土交通省都市・地域整備局下水道部発行を適用する)

第9編 港湾編

(「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」国土交通省港湾局発行を適用する)

第10編 農業農村整備編

第1章 総 則

第1節 総 則	1-1-391
第10101条 適 用	1-1-391
第10102条 用語の定義	1-1-391
第10103条 業務の着手	1-1-391
第10104条 設計図書の支給及び点検	1-1-391
第10105条 監督職員	1-1-391
第10106条 管理技術者	1-1-391
第10107条 照査技術者及び照査の実施	1-1-391
第10108条 担当技術者	1-1-391
第10109条 提出書類	1-1-391
第10110条 打合せ等	1-1-392
第10111条 業務計画書	1-1-392
第10112条 資料等の貸与及び返却	1-1-392
第10113条 関係官公庁への手続き等	1-1-392
第10114条 地元関係者との交渉等	1-1-392
第10115条 土地への立入り等	1-1-392
第10116条 成果品の提出	1-1-392
第10117条 関連法令及び条例の遵守	1-1-392
第10118条 検 査	1-1-392
第10119条 修 補	1-1-392
第10120条 条件変更等	1-1-392
第10121条 契約変更	1-1-392
第10122条 履行期間の変更	1-1-392
第10123条 一時中止	1-1-392
第10124条 発注者の賠償責任	1-1-392
第10125条 受注者の賠償責任	1-1-393
第10126条 部分使用	1-1-393
第10127条 再委託	1-1-393
第10128条 成果品の使用等	1-1-393
第10129条 守秘義務	1-1-393
第10130条 安全等の確保	1-1-393
第10131条 臨機の措置	1-1-393
第10132条 履行報告	1-1-393
第2節 設計業務等一般	1-1-393
第10133条 使用する技術基準等	1-1-393

第10134条	現地踏査	1-1-393
第10135条	設計業務等の種類	1-1-393
第10136条	調査業務の内容	1-1-393
第10137条	計画業務の内容	1-1-393
第10138条	設計業務の内容	1-1-393
第10139条	調査業務の条件	1-1-394
第10140条	計画業務の条件	1-1-394
第10141条	設計業務の条件	1-1-394
第10142条	調査業務及び計画業務の成果	1-1-394
第10143条	設計業務の成果	1-1-394

第2章 ポンプ場設計

第1節	総則	1-1-395
第2節	設計業務等一般	1-1-395
第3節	ポンプ場設計	1-1-395
第10201条	ポンプ場設計の分類	1-1-395
第10202条	構想設計	1-1-395
第10203条	基本設計	1-1-396
第10204条	実施設計	1-1-398
第4節	成果品	1-1-401
第10205条	成果品	1-1-401

第3章 水路工設計

第1節	総則	1-1-402
第2節	設計業務等一般	1-1-402
第3節	水路工設計の種類	1-1-402
第10301条	水路工設計の種類	1-1-402
第4節	用水路路線計画	1-1-402
第10302条	用水路路線設計の分類	1-1-402
第10303条	構想設計	1-1-402
第10304条	基本設計	1-1-403
第10305条	実施設計	1-1-405
第5節	用水路（開水路）設計	1-1-406
第10306条	用水路（開水路）設計の分類	1-1-406
第10307条	構想設計	1-1-406
第10308条	基本設計	1-1-407
第10309条	実施設計	1-1-409

第 6 節 水路トンネル設計	1 - 1 - 410
第10310条 水路トンネル設計の分類	1 - 1 - 410
第10311条 構想設計	1 - 1 - 410
第10312条 基本設計	1 - 1 - 412
第10313条 実施設計	1 - 1 - 413
第 7 節 排水路路線計画設計	1 - 1 - 414
第10314条 排水路路線計画設計の分類	1 - 1 - 414
第10315条 構想設計	1 - 1 - 415
第10316条 基本設計	1 - 1 - 416
第10317条 実施設計	1 - 1 - 417
第 8 節 排水路設計	1 - 1 - 418
第10318条 排水路設計の分類	1 - 1 - 418
第10319条 構想設計	1 - 1 - 418
第10320条 基本設計	1 - 1 - 420
第10321条 実施設計	1 - 1 - 421
第 9 節 パイプライン路線計画設計	1 - 1 - 422
第10322条 パイプライン路線計画設計の分類	1 - 1 - 422
第10323条 構想設計	1 - 1 - 423
第10324条 基本設計	1 - 1 - 424
第10325条 実施設計	1 - 1 - 425
第 10 節 パイプライン設計	1 - 1 - 426
第10326条 パイプライン設計の分類	1 - 1 - 426
第10327条 構想設計	1 - 1 - 426
第10328条 基本設計	1 - 1 - 427
第10329条 実施設計	1 - 1 - 429
第 11 節 暗渠設計	1 - 1 - 430
第10330条 暗渠設計の分類	1 - 1 - 430
第10331条 構想設計	1 - 1 - 430
第10332条 基本設計	1 - 1 - 431
第10333条 実施設計	1 - 1 - 433
第 12 節 落差工設計	1 - 1 - 434
第10334条 落差工設計の分類	1 - 1 - 434
第10335条 構想設計	1 - 1 - 434
第10336条 基本設計	1 - 1 - 435
第10337条 実施設計	1 - 1 - 437
第 13 節 急流工設計	1 - 1 - 438
第10338条 急流工設計の分類	1 - 1 - 438

第10339条	構想設計	1-1-438
第10340条	基本設計	1-1-439
第10341条	実施設計	1-1-440
第14節	斜流分水工並びにチェックゲート設計	1-1-441
第10342条	斜流分水工並びにチェックゲート設計の分類	1-1-441
第10343条	構想設計	1-1-442
第10344条	基本設計	1-1-443
第10345条	実施設計	1-1-444
第15節	直接分水工設計	1-1-445
第10346条	直接分水工設計の分類	1-1-445
第10347条	構想設計	1-1-445
第10348条	基本設計	1-1-446
第10349条	実施設計	1-1-447
第16節	合流工設計	1-1-448
第10350条	合流工設計の分類	1-1-448
第10351条	構想設計	1-1-448
第10352条	基本設計	1-1-449
第10353条	実施設計	1-1-450
第17節	サイホン設計	1-1-452
第10354条	サイホン設計の分類	1-1-452
第10355条	構想設計	1-1-452
第10356条	基本設計	1-1-453
第10357条	実施設計	1-1-454
第18節	付帯橋梁設計	1-1-456
第10358条	付帯橋梁設計の分類	1-1-456
第10359条	構想設計	1-1-456
第10360条	基本設計	1-1-457
第10361条	実施設計	1-1-458
第19節	水路横断構造物設計	1-1-459
第10362条	水路横断構造物設計の分類	1-1-459
第10363条	構想設計	1-1-459
第10364条	基本設計	1-1-460
第10365条	実施設計	1-1-461
第20節	成果品	1-1-462
第10366条	成果品	1-1-462

第4章 ほ場整備設計

第1節 総則	1-1-463
第2節 設計業務等一般	1-1-463
第3節 ほ場整備設計	1-1-463
第10401条 ほ場整備設計の分類	1-1-463
第10402条 基本設計	1-1-463
第10403条 実施設計	1-1-468
第4節 成果品	1-1-472
第10404条 成果品	1-1-472

第5章 農道設計

第1節 総則	1-1-473
第2節 設計業務等一般	1-1-473
第3節 農道設計の種類	1-1-473
第10501条 農道設計の分類	1-1-473
第4節 現況調査計画	1-1-473
第10502条 基本設計	1-1-473
第5節 道路計画	1-1-475
第10503条 構想設計	1-1-475
第10504条 基本設計	1-1-476
第10505条 実施設計	1-1-478
第6節 道路トンネル	1-1-479
第10506条 基本設計	1-1-479
第10507条 実施設計	1-1-480
第7節 道路トンネル設備	1-1-482
第10508条 実施設計	1-1-482
第8節 橋梁	1-1-482
第10509条 構想設計	1-1-482
第9節 成果品	1-1-482
第10510条 成果品	1-1-482

第6章 ため池設計

第1節 総則	1-1-483
--------	---------

第2節 設計業務等一般	1-1-483
第3節 ため池改修設計	1-1-483
第10601条 実施設計	1-1-483
第4節 成果品	1-1-486
第10602条 成果品	1-1-486

第11編 森林整備編

第1章 治山設計

第1節 総則

第11001条 適用	1-1-487
第11002条 用語の定義	1-1-487
第11003条 業務の着手	1-1-487
第11004条 設計図書の支給及び点検	1-1-487
第11005条 監督職員	1-1-487
第11006条 管理技術者	1-1-487
第11007条 照査技術者及び照査の実施	1-1-487
第11008条 担当技術者	1-1-487
第11009条 提出書類	1-1-487
第11010条 打合せ等	1-1-487
第11011条 業務計画書	1-1-487
第11012条 資料等の貸与及び返却	1-1-488
第11013条 関係官公庁への手続き等	1-1-488
第11014条 地元関係者との交渉等	1-1-488
第11015条 土地への立入り等	1-1-488
第11016条 成果物の提出	1-1-488
第11017条 関係法令及び条例の遵守	1-1-488
第11018条 検査	1-1-488
第11019条 修補	1-1-488
第11020条 条件変更等	1-1-488
第11021条 契約変更	1-1-488
第11022条 履行期間の変更	1-1-488
第11023条 一時中止	1-1-488
第11024条 発注者の賠償責任	1-1-488

第11025条	受注者の賠償責任	1-1-488
第11026条	部分使用	1-1-488
第11027条	再委託	1-1-488
第11028条	成果品の使用等	1-1-488
第11029条	守秘義務	1-1-489
第11030条	安全等の確保	1-1-489
第11031条	臨機の措置	1-1-489
第11032条	履行報告	1-1-489

第2節 設計業務等一般

第11033条	使用する技術基準等	1-1-489
第11034条	現地踏査	1-1-489
第11035条	設計業務等の種類	1-1-489
第11036条	調査業務の内容	1-1-489
第11037条	計画業務の内容	1-1-489
第11038条	設計業務の内容	1-1-489
第11039条	調査業務の条件	1-1-489
第11040条	計画業務の条件	1-1-489
第11041条	設計業務の条件	1-1-489
第11042条	調査業務及び計画業務の成果	1-1-490
第11043条	設計業務の成果	1-1-491

第3節 治山計画調査

第1項 山地治山等調査

1. 山地治山等調査の概要

第11044条	山地治山等調査の概要	1-1-491
---------	------------	---------

2. 調査項目

第11045条	予備調査	1-1-494
第11046条	現地踏査	1-1-494
第11047条	地形・地質・土壌等調査	1-1-494
第11048条	海象・漂砂調査	1-1-495
第11049条	林況、植生調査	1-1-495
第11050条	気象調査	1-1-496
第11051条	水文調査	1-1-496
第11052条	荒廃現況調査	1-1-496
第11053条	荒廃危険地調査	1-1-498
第11054条	荒廃森林調査	1-1-499

第11055条	海岸荒廃現況調査	1-1-499
第11056条	風害調査	1-1-500
第11057条	なだれ調査	1-1-500
第11058条	火山特性調査	1-1-501
第11059条	環境調査	1-1-501
第11060条	社会的特性調査	1-1-501
第11061条	総合検討及び基本方針の策定	1-1-502
3. 全体計画の策定		
第11062条	基本事項の策定	1-1-502
第11063条	施設等整備計画	1-1-502
第11064条	森林整備計画	1-1-502
第11065条	管理道等整備計画	1-1-502
第11066条	災害予知施設等の計画	1-1-502
第11067条	事業量の算定	1-1-503
4. 山地治山調査等の取りまとめ		
第11068条	全体計画図の作成	1-1-503
第11069条	照査	1-1-503
第11070条	報告書等の作成	1-1-503
第4節 設計		
第1項 治山設計業務一般		
第11071条	治山設計に関する一般事項	1-1-506
第11072条	治山設計業務の種類	1-1-506
第11073条	照査	1-1-506
第2項 山地治山等設計		
1. 溪間工の設計		
第11074条	溪間工の設計内容	1-1-507
第11075条	現地調査	1-1-507
第11076条	基本事項の決定	1-1-507
第11077条	治山ダム工の設計	1-1-507
第11078条	護岸工の設計	1-1-507
第11079条	水制工等の設計	1-1-508
第11080条	流路工の設計	1-1-508
2. 山腹工の設計		
第11081条	山腹工の設計内容	1-1-508

第11082条	現地調査	1-1-508
第11083条	基本事項の決定	1-1-509
第11084条	山腹工の設計	1-1-509
3. 海岸防災林造成の設計		
第11085条	海岸防災林造成の設計内容	1-1-509
第11086条	現地調査	1-1-509
第11087条	基本事項の決定	1-1-509
第11088条	海岸防災林造成の設計	1-1-509
4. 防風林造成の設計		
第11089条	防風林造成の設計内容	1-1-510
第11090条	現地調査	1-1-510
第11091条	基本事項の決定	1-1-510
第11092条	防風林造成の設計	1-1-510
5. なだれ防止林造成の設計		
第11093条	なだれ防止林造成の設計内容	1-1-510
第11094条	現地調査	1-1-511
第11095条	基本事項の決定	1-1-511
第11096条	なだれ防止林造成の設計	1-1-511
6. 土砂流出防止林造成の設計		
第11097条	土砂流出防止林造成の設計内容	1-1-511
第11098条	現地調査	1-1-511
第11099条	基本事項の決定	1-1-511
第11100条	土砂流出防止林造成の設計	1-1-512
7. 保安林整備の設計		
第11101条	保安林整備の設計内容	1-1-512
第11102条	現地調査	1-1-512
第11103条	基本事項の決定	1-1-512
第11104条	保安林整備の設計	1-1-512
8. 保安林管理道の設計		
第11105条	通則	1-1-513
9. 水土保持山等の設計		
第11106条	水土保持山等の設計内容	1-1-513
第11107条	現地調査	1-1-513
第11108条	基本事項の決定	1-1-513

第11109条 水土保全治山等の設計	1-1-513
--------------------	---------

第3項 地すべり防止工の設計

第11110条 一般事項	1-1-513
--------------	---------

第2章 林道設計

第1節 総則

第11501条 適用	1-1-520
第11502条 用語の定義	1-1-520
第11503条 業務の着手	1-1-520
第11504条 設計図書の支給及び点検	1-1-520
第11505条 監督職員	1-1-520
第11506条 管理技術者	1-1-520
第11507条 照査技術者及び照査の実施	1-1-520
第11508条 担当技術者	1-1-520
第11509条 提出書類	1-1-520
第11510条 打合せ等	1-1-520
第11511条 業務計画書	1-1-520
第11512条 資料等の貸与及び返却	1-1-521
第11513条 関係官公庁への手続き等	1-1-521
第11514条 地元関係者との交渉等	1-1-521
第11515条 土地への立入り等	1-1-521
第11516条 成果品の提出	1-1-521
第11517条 関連法令及び条例の遵守	1-1-521
第11518条 検査	1-1-521
第11519条 修補	1-1-521
第11520条 条件変更等	1-1-521
第11521条 契約変更	1-1-521
第11522条 履行期間の変更	1-1-521
第11523条 一時中止	1-1-521
第11524条 発注者の賠償責任	1-1-521
第11525条 受注者の賠償責任	1-1-521
第11526条 部分使用	1-1-521
第11527条 再委託	1-1-521
第11528条 成果品の使用等	1-1-521

第11529条	守秘義務	1-1-522
第11530条	安全等の確保	1-1-522
第11531条	臨機の措置	1-1-522
第11532条	履行報告	1-1-522
第2節 設計業務等一般		
第11534条	使用する技術基準等	1-1-522
第11535条	現地踏査	1-1-522
第11536条	設計業務等の種類	1-1-522
第11537条	調査業務の内容	1-1-522
第11538条	計画業務の内容	1-1-522
第11539条	設計業務の内容	1-1-522
第11540条	調査業務の条件	1-1-522
第11541条	計画業務の条件	1-1-522
第11542条	設計業務の条件	1-1-522
第11543条	調査業務及び計画業務の成果	1-1-523
第11544条	設計業務の成果	1-1-524
第3節 林道計画調査		
第1項 林道計画調査の区分		
第11545条	林道計画調査の種類	1-1-526
第2項 林業、社会的特性等調査		
第11546条	調査準備等	1-1-526
第11547条	社会的特性調査	1-1-526
第11548条	生活環境調査	1-1-527
第11549条	森林施業等調査	1-1-527
第3項 基本計画の策定		
第11550条	路線開設又は地区事業実施の目的	1-1-529
第11551条	基本計画の策定	1-1-529
第4項 自然環境等調査		
第11552条	自然環境等調査	1-1-530
第11553条	地形調査	1-1-531
第11554条	地質調査	1-1-532
第11555条	気象調査	1-1-532
第11556条	植物調査	1-1-532
第11557条	動物調査	1-1-533

第11558条	荒廢地調査	1-1-534
第11559条	土地利用調査	1-1-535
第11560条	水系利用調査	1-1-535
第11561条	文化財調査	1-1-536
第11562条	法令・規制等調査	1-1-537
第11563条	森林レクリエーション調査	1-1-537
第11564条	景観調査	1-1-538
第5項 全体計画作成		
第11565条	計画の立案	1-1-539
第11566条	路線選定・比較路線の検討	1-1-539
第11567条	現地測設	1-1-540
第11568条	総合解析	1-1-540
第11569条	動線計画	1-1-542
第11570条	施設計画・森林整備計画	1-1-542
第11571条	全体計画図・事業費の積算	1-1-543
第11572条	予測・評価	1-1-544
第11573条	照査	1-1-544
第11574条	成果品	1-1-545
第4節 林道設計		
第1項 路線設計		
第11575条	路線線形計画	1-1-553
第11576条	現地調査	1-1-553
第11577条	線形決定	1-1-554
第11578条	協議等	1-1-554
第11579条	平面・縦断設計	1-1-554
第11580条	横断設計	1-1-554
第2項 構造物の設計		
第11581条	構造物設計	1-1-554
第3項 地区全体計画に係る施設等の設計		
第11582条	地区全体計画に係る施設等の設計	1-1-555
第4項 設計図		
第11583条	設計図	1-1-555
第5項 数量計算		
第11584条	数量計算	1-1-556
第6項 照査		

第11585条 照査	1 - 1 - 558
第7項 成果品	
第11586条 成果品	1 - 1 - 558

第12編 漁港漁場整備編

(「1 - 7 漁港関係事業調査設計・測量業務等共通仕様書」による)

設計業務共通仕様書

第1章 総 則

第1101条 適 用

1. 設計業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、島根県の発注する土木工事に係る設計及び計画業務（当該設計及び計画業務と一体として委託契約される場合の土木工事予定地等において行われる調査業務を含む。以下「設計業務等」という。）に係る土木設計業務等委託契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
2. 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
3. 特記仕様書、図面、共通仕様書又は指示や協議等の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合など業務の遂行に支障を生じたり、今後相違することが想定される場合、受注者は監督職員に確認して指示を受けなければならない。
4. 測量作業及び地質・土質調査に関する業務については、別に定める共通仕様書によるものとする。

第1102条 用語の定義

共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。

1. 「発注者」とは、契約担当者をいう。
2. 「受注者」とは、設計業務等の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。又は、法令の規定により認められたその一般承継人をいう。
3. 「監督職員」とは、契約図書に定められた範囲内において、受託者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議等の職務を行う者で、契約書第8条第1項に規定する者であり、総括監督員、主任監督員及び監督員を総称していう。
4. 本仕様で規定されている総括監督員とは、総括監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議、および関連業務との調整のうち重要なものの処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における契約担当者（会計規則第2条第5項に規定する契約担当者をいう。）に対する報告等を行うとともに、主任監督員および監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。
5. 本仕様で規定されている主任監督員とは、主任監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議（重要なものおよび軽易なものを除く）の処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査で重要なものの処理、関連業務との調整（重要なものを除く）の処理を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における総括監督員への報告を行うとともに、監督員の指揮監督並び

に主任監督業務および一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。

6. 本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に、受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査（重要なものを除く）を行う者をいう。また、設計図書の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認める場合における主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
7. 「検査職員」とは、設計業務等の完了の検査にあたって、契約書第30条第2項の規定に基づき、検査を行う者をいう。
8. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書第9条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
9. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
10. 「担当技術者」とは、管理技術者のもとで業務を担当する者で、受注者が定めた者をいう。
11. 「同等の能力と経験を有する技術者」とは、当該設計業務等に関する技術上の知識を有する者で、特記仕様書で規定する者又は発注者が承諾した者をいう。
12. 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。
13. 「契約書」とは、土木設計業務等委託契約書をいう。
14. 「設計図書」とは、仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。
15. 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。
16. 「共通仕様書」とは、各設計業務等に共通する技術上の指示事項等を定める図書をいう。
17. 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、当該設計業務等の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。
18. 「数量総括表」とは、設計業務等に関する工種、設計数量および規格を示した書類をいう。
19. 「現場説明書」とは、設計業務等の入札等に参加する者に対して、発注者が当該設計業務等の契約条件を説明するための書類をいう。
20. 「質問回答書」とは、現場説明書に関する入札等参加者からの質問書に対して、発注者が回答する書面をいう。
21. 「図面」とは、入札等の際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。
22. 「指示」とは、監督職員が受注者に対し、設計業務等の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
23. 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為、あるいは同意を求めることをいう。

24. 「通知」とは、発注者若しくは監督職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは監督職員に対し、設計業務等に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
25. 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等の遂行に係わる事項について、書面をもって知らせることをいう。
26. 「申し出」とは、受注者が契約内容の履行あるいは変更に関し、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。
27. 「承諾」とは、受注者が監督職員に対し、書面で申し出た設計業務等の遂行上必要な事項について、監督職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
28. 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。
29. 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。
30. 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。
31. 「提出」とは、受注者が監督職員に対し、設計業務等に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。
32. 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し、署名又は押印したものを有効とする。
 - (1) 緊急を要する場合は、ファクシミリまたはEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - (2) 電子納品を行う場合は、別途監督職員と協議するものとする。
33. 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が設計業務等の完了を確認することをいう。
34. 「打合せ」とは、設計業務等を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
35. 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。
36. 「協力者」とは、受注者が設計業務等の遂行にあたって、再委託する者をいう。
37. 「使用人等」とは、協力者又はその代理人若しくはその使用人その他これに準ずるものをいう。
38. 「立会」とは、設計図書に示された項目において監督職員が臨場し、内容を確認することをいう。
39. 「了解」とは、契約図書に基づき、監督職員が受注者に指示した処理内容・回答に対して、理解して承認することをいう。
40. 「受理」とは、契約図書に基づき、受注者、監督職員が相互に提出された書面を受け取り、内容を把握することをいう。

第1102条の2 受注者の義務

受注者は契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。

第1103条 業務の着手

受注者は、特記仕様書に定めがある場合を除き、契約締結後15日以内に設計業務等に着手しなければならない。この場合において、着手とは管理技術者が設計業務等の実施のため監督職員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

第1104条 設計図書の支給及び点検

1. 受注者からの要求があった場合で、監督職員が必要と認めたときは、受注者に図面の原図若しくは電子データを貸与する。ただし、共通仕様書、各種基準、参考図書等市販されているものについては、受注者の負担において備えるものとする。
2. 受注者は、設計図書の内容を十分点検し、疑義のある場合は、監督職員に書面により報告し、その指示を受けなければならない。
3. 監督職員は、必要と認めるときは、受注者に対し、図面又は詳細図面等を追加支給するものとする。

第1105条 監督職員

1. 発注者は、設計業務等における監督職員を定め、受注者に通知するものとする。
2. 監督職員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。
3. 契約書の規定に基づく監督職員の権限は、契約書第8条第2項に規定した事項である。
4. 監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督職員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその指示等の内容を通知するものとする。

第1106条 管理技術者

1. 受注者は、設計業務等における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者は、設計業務等の履行にあたり、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者、あるいはシビルコンサルティングマネージャ（以下「RCCM」という。）の資格保有者であり、特記仕様書に定める業務経験を有することとし、日本語に堪能（日本語通訳が確保できれば可）でなければならない。
4. 管理技術者に委任できる権限は契約書第9条第2項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に書面をもって報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第9条第2項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ発注者及び監督職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。
5. 管理技術者は、監督職員が指示する関連のある設計業務等の受注者と十分に協議の上、相互に協力し、業務を実施しなければならない。
6. 管理技術者は、第1107条第4項に規定する照査結果の確認を行わなければならない。

7. 受注者又は管理技術者は、屋外における設計業務に際しては使用人等に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する応対等の指導及び教育を行うとともに、設計業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

第1107条 照査技術者及び照査の実施

1. 発注者が設計図書において定める場合は、受注者は、設計業務等における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
2. 照査技術者は、技術士（総合技術監理部門（業務に該当する選択科目）又は業務に該当する部門）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者あるいはR C C M（業務に該当する登録技術部門）の資格保有者でなければならない。
3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
4. 照査技術者は、設計図書に定める又は監督職員の指示する業務の節目毎にその成果の確認を行うとともに、成果の内容については、受注者の責において照査技術者自身による照査を行わなければならない。
5. 照査技術者は、特記仕様書に定める照査報告毎に照査結果を照査報告書としてとりまとめ、照査技術者の責において署名捺印のうえ管理技術者に提出するとともに、報告完了時には全体の照査報告書としてとりまとめるものとする。

第1108条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施にあたって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を監督職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）
なお、担当技術者が複数にわたる場合は3名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書等に基づき、適正に業務を実施しなければならない。
3. 担当技術者は照査技術者を兼ねることはできない。

第1109条 提出書類

1. 受注者は、発注者が指定した様式により、契約締結後に関係書類を監督職員を経て、発注者に遅滞なく提出しなければならない。ただし、業務委託料（以下「委託料」という。）に係る請求書、請求代金代理受領承諾書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際に指定した書類を除く。
2. 受注者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、受注者において様式を定め、提出するものとする。ただし、発注者がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
3. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日、年末年始の閉庁日（以下、閉庁日という）を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から、閉庁日を除き10日以内に、完了時は業務完了後、閉庁日を除き10日以内に、書面により監督職員の確認を受けたうえで、登録

機関に登録申請しなければならない。

また、受注者は、契約時において、予定価格が1,000万円以上の競争入札により調達される建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、業務実績情報システム（テクリス）に業務実績情報を登録する際は、業務名称の先頭に「【低】」を追記した上で「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。例：【低】〇〇〇〇業務

なお、登録内容に訂正が必要な場合、テクリスに基づき、「訂正のための確認のお願い」を作成し、訂正があった日から、閉庁日を除き10日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完了時の間が、閉庁日を除き10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第1110条 打合せ等

1. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督職員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
2. 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督職員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認しなければならない。
なお、連絡は積極的にEメール等を活用し、Eメールで確認した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものとする。
3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

第1111条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
 - (1) 業務概要
 - (2) 実施方針
 - (3) 業務工程
 - (4) 業務組織計画
 - (5) 打合せ計画
 - (6) 成果品の品質を確保するための計画
 - (7) 成果品の内容、部数
 - (8) 使用する主な図書及び基準
 - (9) 連絡体制(緊急時含む)
 - (10) 使用する主な機器
 - (11) その他

なお、受注者は設計図書において照査技術者による照査が定められている場合は、照査計画について記載するものとする。
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。

4. 監督職員が指示した事項については、受注者はさらに詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第1112条 資料等の貸与及び返却

1. 監督職員は、設計図書に定める図書及びその他関係資料を、受注者に貸与するものとする。
2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合はただちに監督職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、設計図書に定める守秘義務が求められる資料については複製してはならない。

第1113条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務等の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また受注者は、設計業務等を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督職員に報告し協議するものとする。

第1114条 地元関係者との交渉等

1. 契約書第11条に定める地元関係者への説明、交渉等は、発注者又は監督職員が行うものとするが、監督職員の指示がある場合は、受注者はこれに協力するものとする。これらの交渉に当たり、受注者は地元関係者に誠意をもって接しなければならない。
2. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たっては、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、監督職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
3. 受注者は、設計図書の定め、あるいは監督職員の指示により受注者が行うべき地元関係者への説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を書面で随時、監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。
4. 受注者は、設計業務等の実施中に発注者が地元協議等を行い、その結果を設計条件として業務を実施する場合には、設計図書に定めるところにより、地元協議等に立会するとともに、説明資料及び記録の作成を行うものとする。
5. 受注者は、前項の地元協議により、既に作成した成果の内容を変更する必要を生じた場合には、指示に基づいて、変更するものとする。なお、変更に要する期間及び経費は、発注者と協議のうえ定めるものとする。

第1115条 土地への立入り等

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等を実施するため国有地、公有地又は私有地に立入る場合は、契約書第12条の定めに従って、監督職員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務等が円滑に進捗するように努めなければならない。なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場

合には、ただちに監督職員に報告し指示を受けなければならない。

2. 受注者は、設計業務等実施のため植物伐採、かき、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督職員に報告するものとし、報告を受けた監督職員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが、監督職員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。
3. 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、設計図書に示す外は監督職員と協議により定めるものとする。
4. 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。なお、受注者は、立入り作業終了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

第1116条 成果品の提出

1. 受注者は、設計業務等が完了したときは、設計図書に示す成果品（設計図書で照査技術者による照査が定められた場合は照査報告書を含む。）を業務完了報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。
2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は監督職員の指示する場合で、同意した場合は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。
3. 受注者は、成果品において使用する計量単位は、国際単位系（S I）とする。
4. 提出部数は、正副各1部を標準とする。

なお、電子納品対象業務においては、対象とする書類等を受発注者間の協議で決定し、紙媒体で1部、「電子納品運用ガイドライン（簡易版）【業務編・工事編】島根県土木部技術管理課」に基づいて作成した電子データを電子媒体（CD-R又はDVD-R）で2部の提出とする。

第1117条 関連法令及び条例の遵守

受注者は、設計業務等の実施に当たっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。

第1118条 検査

1. 受注者は、契約書第30条第1項の規定に基づき、業務完了報告書を発注者に提出する際には、契約図書により義務付けられた資料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していなければならない。
2. 発注者は、設計業務等の検査に先立って受注者に対して書面をもって検査日を通知するものとする。この場合において受注者は、検査に必要な書類及び資料等を整備するとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備し、提供しなければならない。この場合検査に要する費用は受注者の負担とする。
3. 検査職員は、監督職員及び管理技術者の立会の上、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - （1）設計業務等成果品の検査
 - （2）設計業務等管理状況の検査

設計業務等の状況について、書類、記録及び写真等により検査を行う。

第1119条 修 補

1. 受注者は、修補は速やかに行わなければならない。
2. 検査職員は、修補の必要があると認めた場合には、受注者に対して期限を定めて修補を指示することができるものとする。
3. 検査職員が修補の指示をした場合において、修補の完了の確認は検査職員の指示に従うものとする。
4. 検査職員が指示した期間内に修補が完了しなかった場合には、発注者は、契約書第30条第2項の規定に基づき検査の結果を受注者に通知するものとする。

第1120条 条件変更等

1. 契約書第17条第1項第5号に規定する「予期することのできない特別な状態」とは、契約書第28条第1項に規定する天災その他の不可抗力による場合のほか、発注者と受注者が協議し当該規定に適合すると判断した場合とする。
2. 監督職員が、受注者に対して契約書第17条、第18条及び第20条の規定に基づく設計図書の変更又は訂正の指示を行う場合は、指示書によるものとする。

第1121条 契約変更

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、設計業務等委託契約の変更を行うものとする。
 - (1) 業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、設計業務等施行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代える設計図書の変更を行った場合
2. 発注者は、前項の場合において、変更する契約図書を次の各号に基づき作成するものとする。
 - (1) 第1120条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 設計業務等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第1122条 履行期間の変更

1. 発注者は、受注者に対して設計業務等の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知しなければならない。
2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び設計業務等の一時中止を指示した事項であっても残履行期間及び残業務量等から履行期間の変更が必要でないとは判断した場合は、履行期間の変更を行わない旨の協議に代えることができる。
3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなければならない。
4. 契約書第22条に基づき発注者の請求により履行期限を短縮した場合には、受注者は、速やかに業

務工程表を修正し提出しなければならない。

第1123条 一時中止

1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において、発注者は、受注者に書面をもって通知し、必要と認める期間、設計業務等の全部又は一部を一時中止させるものとする。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）による設計業務等の中断については、第1131条臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。

 - (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
 - (2) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、設計業務等の続行を不相当と認めた場合
 - (3) 環境問題等の発生により設計業務等の続行が不相当又は不可能となった場合
 - (4) 天災等により設計業務等の対象箇所の状態が変動した場合
 - (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認められた場合
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要と認めた場合には、設計業務等の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
3. 前2項の場合において、受注者は屋外で行う設計業務等の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第1124条 発注者の賠償責任

発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となった場合

第1125条 受注者の賠償責任

受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。

- (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべき損害とされた場合
- (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任に係る損害
- (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第1126条 部分使用

1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して部分使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途設計業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第1127条 再委託

1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受注者は、

これを再委託することはできない。

- (1) 設計業務等における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等
- (2) 解析業務における手法の決定及び技術的判断

2. 契約書第6条第3項ただし書きに規定する「軽微な部分」は、コピー、印刷、製本及び資料の収集・単純な集計とする。
3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 地方自治法施行令第百六十七条の二第二号の規定に基づき、契約でその性質又は目的が競争入札に適しないとして随意契約により契約を締結した業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを越えることがやむを得ないと発注者が認めるときは、この限りではない。
5. 受注者は、設計業務等を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し設計業務等の実施について適切な指導、管理のもとに設計業務等を実施しなければならない。

なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

第1128条 成果品の使用等

1. 受注者は、契約書第5条第5項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果品を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第7条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第1129条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第5項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第1111条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても他社に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製しないこと。

6. 受注者は、当該業務完了時に、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第1129条の2 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第58号）及び同施行令に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

4. 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

5. 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

6. 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

7. 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、適切な措置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合はこれに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

8. 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。

9. 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

10. 管理体制の整備

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

11. 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第1130条 安全等の確保

1. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に際しては、設計業務等関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 受注者は「土木工事安全施工技術指針(平成13年改訂版)」(国土交通省大臣官房技術審議官 通達平成21年3月31日)を参考にして常に設計業務等の安全に留意し現場管理を行い災害の防止に努めなければならない。
2. 受注者は、特記仕様書に定めがある場合には所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、設計業務等実施中の安全を確保しなければならない。
3. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施に当たり、事故が発生しないよう使用人等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。
4. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じておくものとする。
5. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
 - (1) 屋外で行う設計業務等に伴い伐採した立木等を焼却する場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。
 - (2) 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
 - (3) 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、周辺に火気の使用を禁止する旨の標示を行い、周辺の整理に努めなければならない。
6. 受注者は、爆発物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。
7. 受注者は、屋外で行う設計業務等の実施にあたっては豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災

害発生時においては第三者及び使用人等の安全確保に努めなければならない。

8. 受注者は、屋外で行う設計業務等実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。

第1131条 臨機の措置

1. 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に報告しなければならない。
2. 監督職員は、天災等に伴い成果物の品質および履行期間の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができるものとする。

第1132条 履行報告

受注者は、契約書第14条の規定に基づき、履行状況報告を作成し、監督職員に提出しなければならない。

第1133条 屋外で業務を行う時期及び時間の変更

1. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められている場合でその時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ調査職員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に屋外で業務を行う期日及び時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に業務を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督職員に提出しなければならない。

第1134条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
2. 受注者は、以下の業務における行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3) 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

1) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者(以下「情報管理責任者」という。)を選任及び配置するものとする。

2) 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティ対策

ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)

受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用

ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用

ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存

ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送

ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

1) 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3. 発注者は、受注者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある。